

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第47期) 至 平成24年3月31日

遠州トラック株式会社

静岡県袋井市木原627番地の3

(E04209)

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	9
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	10
5. 経営上の重要な契約等	11
6. 研究開発活動	11
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
第3 設備の状況	13
1. 設備投資等の概要	13
2. 主要な設備の状況	13
3. 設備の新設、除却等の計画	14
第4 提出会社の状況	15
1. 株式等の状況	15
(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	15
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) ライツプランの内容	15
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(6) 所有者別状況	15
(7) 大株主の状況	16
(8) 議決権の状況	16
(9) ストックオプション制度の内容	17
2. 自己株式の取得等の状況	17
3. 配当政策	18
4. 株価の推移	18
5. 役員の状況	19
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	21
第5 経理の状況	28
1. 連結財務諸表等	29
(1) 連結財務諸表	29
(2) その他	63
2. 財務諸表等	64
(1) 財務諸表	64
(2) 主な資産及び負債の内容	82
(3) その他	85
第6 提出会社の株式事務の概要	86
第7 提出会社の参考情報	87
1. 提出会社の親会社等の情報	87
2. その他の参考情報	87
第二部 提出会社の保証会社等の情報	88

※6 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
静岡県榛原郡吉田町	物流	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品	10

当社は、物流事業については地域別に、また、不動産事業及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

物流事業のうち、将来の使用が見込まれなくなった有形固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物8百万円、機械及び装置2百万円等であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は処分価額により評価しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
福島県西白河郡西郷村	遊休資産	土地	9

当社は、物流事業については地域別に、また、不動産事業及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

遊休資産のうち、福島県西白河郡西郷村の土地について売却を予定しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、全額土地であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は売却予定価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式（注）	84,774	99	—	84,873
合計	84,774	99	—	84,873

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加99株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式（注）	84,873	29	—	84,902
合計	84,873	29	—	84,902

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加29株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	1,471	241	1,230
構築物	305	52	253
機械及び装置	113	19	94
車両運搬具	467	347	119
工具、器具及び備品	49	27	21
合計	2,408	688	1,719

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	1,471	314	1,156
構築物	305	67	238
機械及び装置	113	25	88
車両運搬具	335	305	29
工具、器具及び備品	40	23	16
合計	2,266	736	1,529

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い一部について支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	162	108
1年超	1,657	1,544
合計	1,819	1,653

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い一部について支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	251	230
減価償却費相当額	195	180
支払利息相当額	84	72

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

一部のリース物件について、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	946	982
1年超	7,592	6,782
合計	8,538	7,765

(貸手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	46	46
1年超	499	453
合計	546	499

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は214百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は214百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	97百万円	99百万円
賞与引当金	35	34
減損損失	438	389
減価償却超過額	17	17
会員権評価損	5	5
未払事業税	9	12
投資有価証券評価損	2	1
損害賠償請求権	120	107
その他	44	40
繰延税金資産小計	770	708
評価性引当額	△406	△344
繰延税金資産合計	364	364
繰延税金負債		
その他	△6	△16
繰延税金負債合計	△6	△16
繰延税金資産の純額	357	347

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	39.0%	39.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8	3.2
法人住民税均等割	3.3	4.2
加算税、延滞税	0.4	—
繰延税金資産に係る評価性引当	△1.2	△3.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	7.2
その他	0.4	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.7	51.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.0%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.2%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.8%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は35百万円減少し、法人税等調整額が37百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は、不動産賃貸契約に基づき、契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,279.46円	1,300.17円
1株当たり当期純利益金額	52.54円	34.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額 (百万円)	392	256
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	392	256
期中平均株式数 (株)	7,461,144	7,461,109

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	ユニ・チャーム株式会社	15,727	68
		日東工業株式会社	34,290	37
		株式会社アクタス	77,000	28
		スズキ株式会社	10,000	19
		株式会社サンエー化研	59,000	19
		ホクト株式会社	9,000	15
		丸紅株式会社	25,000	14
		文化シヤッター株式会社	44,666	13
		株式会社日新	43,676	9
		ニチアス株式会社	20,383	9
		その他16銘柄	152,937	55
計	491,681	292		

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	9,044	181	188	9,037	5,008	283	4,028
構築物	1,041	15	0	1,056	879	33	176
機械及び装置	17	—	6	11	11	0	0
車両運搬具	1,646	19	85	1,580	1,518	42	61
工具、器具及び備品	314	46	14	346	248	35	97
土地	10,715	28	9 (9)	10,734	—	—	10,734
リース資産	60	—	0	59	21	9	38
建設仮勘定	45	237	243	38	—	—	38
有形固定資産計	22,884	529	548 (9)	22,865	7,689	405	15,175
無形固定資産							
借地権	103	—	—	103	—	—	103
電話加入権	23	—	—	23	—	—	23
ソフトウェア	379	17	101	296	155	57	140
ソフトウェア仮勘定	—	105	—	105	—	—	105
施設利用権	5	—	—	5	1	0	3
無形固定資産計	511	123	101	534	157	58	376
長期前払費用	4	—	1	2	0	0	2

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	倉庫新築 (静岡県掛川市)	149百万円
建設仮勘定	倉庫新築 (静岡県掛川市)	158百万円
ソフトウェア仮勘定	基幹システム開発	93百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	倉庫新築 (静岡県掛川市)	158百万円
-------	---------------	--------

3. 「当期減少額」欄の () は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2	5	0	1	5
賞与引当金	91	92	91	—	92

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	2
預金	
(当座預金)	293
(普通預金)	6
(定期預金)	338
(別段預金)	1
小計	639
合計	642

ロ 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
オカモト通商株式会社	38
株式会社サンエー化研	30
三洋電機ロジスティクス株式会社	22
凸版物流株式会社	19
積水テクノ成型株式会社	16
その他	68
合計	196

(注) 三洋電機ロジスティクス株式会社は、平成24年4月2日に三井倉庫ロジスティクス株式会社に商号変更しております。

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
平成24年3月	1
4月	9
5月	60
6月	77
7月	47
合計	196

ハ 営業未収入金
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
ユニ・チャーム株式会社	741
生活協同組合連合会ユーコープ事業連合	294
S T物流サービス株式会社	175
A Zエレクトロニックマテリアルズ株式会社	103
日立物流ファインネクスト株式会社	96
その他	1,694
合計	3,105

(ロ) 営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
3,009	20,678	20,582	3,105	86.9	54.1

ニ 販売用不動産

内訳	金額 (百万円)
販売用土地	94
合計	94

地域別内訳

内訳	面積 (㎡)	金額 (百万円)
中部地区	9,515.35	94
合計	9,515.35	94

ホ 貯蔵品

品目	金額 (百万円)
軽油	4
社服	4
その他	1
合計	9

② 負債の部
 イ 支払手形
 (イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社関口商事	17
株式会社グランテック	7
アイスター株式会社	5
有限会社藤森工務店	4
東レ建設株式会社	3
その他	19
合計	57

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
平成24年4月	17
5月	25
6月	6
7月	7
合計	57

ロ 営業未払金

相手先	金額 (百万円)
株式会社静岡銀行	160
トランコム株式会社	93
株式会社コープデリバリー	83
株式会社加勢	53
株式会社昇栄	50
その他	1,444
合計	1,886

(注) 株式会社静岡銀行に対する営業未払金は、仕入先が当社に対する債権を、一括ファクタリングシステムにより同行に債権譲渡したものです。

ハ 短期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	760
株式会社商工組合中央金庫	520
信金中央金庫	450
株式会社静岡銀行	360
住友信託銀行株式会社	300
静岡県信用農業協同組合連合会	100
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱東京UFJ銀行	50
合計	2,640

（注）住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

ニ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	384
株式会社商工組合中央金庫	351
株式会社静岡銀行	274
静岡県信用農業協同組合連合会	58
日本生命保険相互会社	20
合計	1,089

ホ 長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社商工組合中央金庫	1,619
株式会社三井住友銀行	1,596
株式会社静岡銀行	1,251
静岡県信用農業協同組合連合会	351
日本生命保険相互会社	50
合計	4,869

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																						
定時株主総会	6月中																						
基準日	3月31日																						
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日 その他必要がある場合は、あらかじめ公告して定めた日																						
1単元の株式数	100株																						
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 無料																						
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.enshu-truck.co.jp/																						
株主に対する特典	<p>株主優待制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年3月31日現在当社株式を1,000株以上所有の株主の皆様に対し、静岡県袋井市において毎年8月に開催される「ふくろい遠州の花火」の指定席入場券、または郷土の産品「クラウンマスクメロン」を贈呈いたします。 ただし、「ふくろい遠州の花火」大会があらかじめ中止となった場合は、2,000株以上所有の株主様には自動的に郷土の産品「クラウンマスクメロン」を下記の所定数量贈呈いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご所有株式数</th> <th>選択区分</th> <th>ご優待品</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株 ～1,999株</td> <td></td> <td>郷土の産品「クラウンマスクメロン」</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2,000株 ～4,999株</td> <td>①</td> <td>「ふくろい遠州の花火」指定席入場券</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>郷土の産品「クラウンマスクメロン」</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5,000株 以上</td> <td>①</td> <td>「ふくろい遠州の花火」指定席入場券</td> <td>4枚</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>郷土の産品「クラウンマスクメロン」</td> <td>4個</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎毎年6月に株主様のご希望をおたずねします。 ◎「ふくろい遠州の花火」指定席入場券は8月開催日までにご送付いたします。 ◎郷土の産品「クラウンマスクメロン」は順次現品をご送付いたします。</p>	ご所有株式数	選択区分	ご優待品	数量	1,000株 ～1,999株		郷土の産品「クラウンマスクメロン」	2個	2,000株 ～4,999株	①	「ふくろい遠州の花火」指定席入場券	2枚	②	郷土の産品「クラウンマスクメロン」	3個	5,000株 以上	①	「ふくろい遠州の花火」指定席入場券	4枚	②	郷土の産品「クラウンマスクメロン」	4個
ご所有株式数	選択区分	ご優待品	数量																				
1,000株 ～1,999株		郷土の産品「クラウンマスクメロン」	2個																				
2,000株 ～4,999株	①	「ふくろい遠州の花火」指定席入場券	2枚																				
	②	郷土の産品「クラウンマスクメロン」	3個																				
5,000株 以上	①	「ふくろい遠州の花火」指定席入場券	4枚																				
	②	郷土の産品「クラウンマスクメロン」	4個																				

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

2. 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 (特別口座)
名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人 (特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第46期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月24日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月24日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第47期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月10日東海財務局長に提出

（第47期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月9日東海財務局長に提出

（第47期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成23年6月27日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

遠州トラック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 正孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 徹 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている遠州トラック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、遠州トラック株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、遠州トラック株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、遠州トラック株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月25日

遠州トラック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 正孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている遠州トラック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、遠州トラック株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。